

令和 7 年度 第 1 回

香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和 7 年 10 月 24 日 (金) 10 : 00

場所 : 香美市役所本庁舎 3 階会議室 2

日 程

- 1 新委員紹介
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

議題 1 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の活動報告について

議題 2 成年後見市長申立ての状況について

議題 3 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

- 4 その他

- 5 副会長あいさつ

議案1 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の活動報告について

(1) 広報及び啓発

令和6年9月27日にプラザ八王子にて香美ゼミナール「備えて安心！老後と終活～弁護士が解説する各種制度と落とし穴～」を開催し、成年後見制度の利用についてお話をさせていただきました。市民の方44名が受講しました。

(2) 相談

相談件数：7件（うち高齢6件、障害1件、高齢・障害0件）

後見制度利用の適否又は市長申立てについての相談のみでした。相談理由は、「金施管理や身上監護が必要」又は「住宅ローンや公共料金等の滞納など債務整理が必要」といったものでした。

7件の全件（後見類型4件、保佐類型3件）を市長申立てすることとなりました。

(3) 親族後見人の支援

親族後見人からの相談がなかったため、本件の活動実績はありません。

(4) 市民後見人の養成、活動支援

本件の活動実績はありません。

(5) 成年後見制度利用調整会議

開催回数：5回

ケース件数：7件

市長申立てが適当と判断した件数：7件

(6) 成年後見制度利用促進検討会

令和6年度は2回実施しており、令和6年9月4日と令和7年2月13日に地域の専門職6名を交えて開催しました。

第1回の議題としては、①相談のあったケースの振り返り、②入院・入所中の金銭管理についての意見交換・検討となっています。①の振り返りで、入院中の金銭管理や入所調整に当たっての契約が必要であると相談が多かったため、②の意見交換・検討で金銭管理のみが必要な方に対しての支援方法について専門職アドバイザーから意見をいただきました。

また、第2回の議題としては、①成年後見制度利用調整会議における外部の専門職の参加について、②後見、保佐及び補助開始の審判の請求手続きにおける受任調整について、③市民後見について、④成年後見制度以外の権利擁護支援策について、以上4点についての検討となっています。

令和7年度は令和7年9月10日に地域の専門職6名を交えて開催しました。議題としては、令和6年度第2回の議題①、②について引き続き意見をいただき、検討しました。

①と②については、成年後見制度の利用適否並びに市長による審判請求の手続き開始の適否について協議する成年後見制度利用調整会議に、専門職の方に参加をしていただき、意見をいただくよう、現在中核機関で要綱や運用について協議しています。また、これまで意見があり、県からも通知がありました、報酬助成の要件を市長申立てだけでなく本人や親族による申立ても対象にすることも協議しています。

議案2 成年後見市長申立ての状況について

成年後見市長申立ての状況は、下表1のとおりで、高齢者については年度によって差が見られるものの平均6件程度の横ばいの状況となっています。障害者についての利用は、年間1件程度の状況が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の発表した資料を基に日本総研が試算した結果資料（Reserch Eye No2024-007）では、2020年から2050年までの独居高齢者数等の試算がなされており、身寄りのない高齢者が右肩上がりに増えることが見込まれています。表2を見ると、県内では後見制度利用者数がここ2年で100人以上増加しており、本市においては大きく増加しておりませんが、今後、成年後見制度利用者、市長申立ての件数が共に増えていくと推察され、制度を支える社会的資源の不足が懸念されます。

表1 成年後見市長申立ての状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(暫定)
高齢	7人	3人	9人	5人	6人	4人	5人	5人
障害	1人	1人	0人	0人	1人	1人	1人	0人

表2 後見制度利用者数（後見・補佐・補助・任意後見）：裁判所提供

	R4.10.17 時点	R5.9.29 時点	R6.8.1 時点	R7.8.1 時点
香美市	112人	112人	110人	116人
高知県	1,689人	1,673人	1,709人	1,782人

※成年被後見人等の実際の居所を基準としているため、住民票の住所とは一致しない

議案3 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

高齢者・障害者虐待通報・認定状況の推移は、下表2-1、2-2のとおりで、「そのほか」については、確認の結果「養護者」にあたらなかったものです。

厚生労働省が公表している全国の高齢者・障害者の虐待通報・認定状況は共に年々増加傾向にあり、高知県も同様にここ数年増加しています。しかしながら、香美市では、高齢者は、引き続き養護者からの虐待に関する通報が多いものの、認定件数は年間1、2件で横ばいの状態が続いており、障害者については、養護者からの虐待は減少傾向にあり、施設職員からの虐待が年間1件程度となっています。

表2-1 高齢者の通報件数と認定件数

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
区域	類型	通報	認定	通報	認定	通報	認定	通報	認定	通報	認定
香美市	養護者	8	2	5	0	5	2	7	1	7	1
	施設職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	そのほか	5		4		5		3		3	
高知県	養護者	261	135	248	124	286	133	313	133	年末公表 見込み	
	施設職員	19	6	23	4	23	8	44	19		

表2-2 障害者の通報件数と認定件数

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
区内	類型	通報	認定	通報	認定	通報	認定	通報	認定	通報	認定
香美市	養護者	2	0	2	1	0	0	0	0	1	0
	施設職員	2	0	2	1	1	1	1	0	1	0
	使用者	0		0		1		0		0	
	そのほか	1		0		0		0		0	
高知県	養護者	20	5	29	16	34	17	39	16	年末公表 見込み	
	施設職員	10	1	13	1	20	7	35	16		

令和6年度に通報のあった事案についての詳細は、別添資料1、2のとおり。

○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号) 第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号) 第14条 第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) 第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市成年後見制度の利用促進に係る中核機関の運営状況及び体制等
- (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関し必要な事項

(構成)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。
- (会議)

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。

(専門部会)

第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
 - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
 - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
 - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項
- 3 個別ケース会議は、高齢者にあっては高齢介護課長が、障害者にあっては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び高齢介護課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
高齢介護課
香美郡医師会
介護保険施設
介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
香美市障害者自立支援協議会
識見を有する者（法律関係、困難ケースに詳しい者など）
その他市長が指定するもの

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。